

## 「戸塚」報道をめぐる

### ジャーナリズムの人権感覚

宮 井 敏

「予備校生の両親殺害」、「横浜の浮浪者狩り」、「窓際のトットちゃん」、「積木くずし」、「忠生中学のゲバ先生」等々、登校拒否、校内暴力、少年非行、家庭内暴力といった教育問題が連日新聞紙上を賑わしている。さまざまな社会的要因が長い間に積み重なって大きな社会的矛盾として出て来ている以上、これらの問題に対する快刀乱麻を絶つ解決策が今にわかにある筈もないのであるが、注目されるのは、こうした事件をめぐる教育論議の中に、「評論あって名案なし」という前立ちからか、

かなり短兵急な短絡した意見が、建前と本音の矛盾を衝く形で横行していることである。我々はそのもっとも端的な例を「戸塚ヨットスクール」事件をめぐる一連の報道の中に見る事が出来る。今暫らく今年に入ってからのこの報道合戦を振り返って見ることにしたい。そこには云うべくして守りがたい人間の基本的人権に対する慎重な配慮が性急な対応策の中で歪められていたり、建前としての人権論議のかかえる問題点が単なる対抗論理とのキメの荒い感情的な議論の中で埋没していたりするから

である。

ところで、社会的に大きな反響を呼んだ一つの事件がひろく世間に報道される、という事は具体的には、新聞、雑誌、ラジオ、テレビというマス・メディアによって行なわれるわけであるが、今回の事件のように、複雑な要因がからまり合った比較的長期にわたる教育問題では、

事件そのものの速報性よりも、事件に対する論評、解説がより強く求められるために、ラジオ・テレビよりは新聞・雑誌という活字媒体がその主要な舞台となる。それは又、新聞、月刊誌、週刊誌に分けられ、さらに新聞記事で云えば、ニュースとしての紙面よりも、単発、連載を含めた解説記事と、社説欄、投書欄等のオピニオン・コラムが中心となる。今回の場合はこの中で、片や解説記事を含めた日刊新聞と新聞系週刊誌による「告発」、片や出版社系週刊誌の「擁護」という、はっきりした図式の中で議論が進められて来たが、その事が全体として

の報道量の多さと論争のはげしさによって、大きく世人の注目を集めて広く問題を知らしめたというメリットと、感情的なセンセーションナリズムがかえって問題の本質をそらしてしまうというデメリットが共存したわけである。そこで、このはげしい賛否の論争に立ち入るに先立って、事件の経過をたどりつつ若干の整理を試みることにする。

今年四月二四日未明、情緒障害児などに対するスパルタ訓練で知られ、激しい体罰による訓練生の死亡事故が三件相ついでいた愛知県知多郡美浜町の戸塚ジュニアヨットスクールで、同校コーチ六人が同校附近道路で暴走行為をくり返していた暴走族の少年四人と通行人一人に制裁を加え、怪我をさせるといふ事件が発生した。これをきっかけとして、かねて世人の怒りを買っていた暴走族に対する初の報復リンチだとして、これを快挙とする出版社系週刊誌と、単純正義感覚だとする新聞系週刊誌、

及び「悪質な私的制裁」だとする新聞論調と云う截然たる賛否両論に分かれたが、これが一ヶ月後の愛知県警によるコーチ六人の逮捕、スクールへの家宅搜索となり、これによる証拠収集に力を得た校長以下コーチ全員、古参訓練生、支援者等の逮捕となり、九月三十日の訓練中止の声明——事実上の閉鎖宣言、に到るといふ、およそ五ヶ月にわたる「戸塚騒動」の端緒となつたのである。

この間の「戸塚」報道の要点は、煎じつめれば同スクールで従来行なわれて来たきびしい体罰がはたして校長の云う情緒障害児に対する治療行為なのか、或いは弱者に対する犯罪行為なのか、ひいてはヨット訓練そのものが有効適切な教育手段か、人権無視の営利行為か、という賛否両論のはげしいせめぎ合いであつたわけである。しかし、非難・告発と反論・弁護の応酬が主にこの五ヶ月に及ぶ報道合戦にしばらくされるとしても、実際にこのヨットスクールが新聞紙上にとり上げられたのは六年さかのぼる昭和五年十一月の、ジュニアヨットスクール訓

練によつて登校拒否児が奇蹟的に全快したという報道であつたとされる。又、「戸塚宏」なる名前がマスコミに登場したのはさらにその二年前の五十年十一月のことであり、それは沖繩海洋博記念単独太平洋横断ヨットレースの優勝者として華々しく紙面を飾つたのであつた。ところが栄光のこの名前は早くも合宿所開設一年後の四四年二月訓練生が腹膜炎で死亡するという事件がおこり、愛知県警の手によつて業務上過失致死容疑で書類送検された際の起訴状の上に見出されることになる。さらに翌五五年には訓練生の大学受験生が死亡、校長及びコーチ五名が傷害致死容疑で再度書類送検され、五七年十二月の中一訓練生の外傷性ショック死亡事件では、終始司直の手を拒んでいた合宿所が初の強制捜査をうけ、のちに校長戸塚宏が逮捕収監される原因となつたのである。

このような、子弟をあずかる訓練施設としては致命的な三つの死亡事故以外にも、五七年八月の奄美大島の合宿では、帰途二名の訓練生が洋上で行方不明になるとい

う事件があり、さらに、五七年三月の脱走訓練生の人質事件、同じく脱走者の転落事故、合宿所放火、訓練ヨットの遭難とつづき、頻々として起る脱走事故と相まって、すでに一部ではかなりな問題とされていたのである。

従って、大袈裟に云えばひところの日本中の話題をさらった感のある戸塚問題は、連日毎週の紙面を賑わすばかり以前から一部の識者が注目していたことになるが、興味深いのはすでにこの段階からスクールのやり方に対する強い疑惑と積極的な推奨がはっきりと対立していたことである。その後も一貫して肯定の立場をかえず、スクールのスポークスマン、紙上弁護士の感のある評論家、上之郷利昭氏は早くも五六年春から一年間にわたってとまり込み、そこからのルポルタージュは同年中日新聞に連載される。のち、これが「スパルタの海、甦える子供たち」と題して東京新聞出版局から出版されるが、終始戸塚方式の体罰効果を積極的に肯定するものであった。この書物がヨットスクールの入学案内として果たした役

割は功罪いづれにせよ相当のものがあつたと想像される。

一方これに対して、共同通信社名古屋支社編集部は直接の地元の問題として、当初からスクールのあり方に注目していたが、戸塚氏や上之郷氏の云う精神障害児に対する治療実績に客観的データの無いのに不審を抱き、極秘とされていたスクールの在校生名簿三年分をたまたま入手したところから、訓練生父兄に対する治療結果のアンケートを企画し、五八年一月に実施したが、その集計分析は到底校長の云う「五百五十人は治した」と豪語する成績とは程遠いものであり、「スパルタ訓練に全員治癒の裏付けなし」として加盟各社に配信したが、はしなくもこれが公けにされた最初の戸塚批判となったのである。（中央公論、五八年十月号、「戸塚ヨットスクールは株式会社だった」）

この間、捜査当局はヨットスクールの訓練方法が社会の常識になじまない事を知りつつも、何分にも閉鎖的な

密室同様の世界の出来事であること、及び未成年の訓練生の保護者が親権を委託した場合どこまで刑事責任が問えるかきめかねて、傍観せざるを得なかったものとおもわれる。加えて、十分な証拠が得られぬままに、名古屋地検が第一の死亡事故にかかわる業務上過失致死容疑に對して不起訴とした事も大きく影響したものと推測される。

従つて、前述の暴走族リンチ事件は捜査・検察当局にとつてまさに天祐であり、傷害・暴行容疑によるコーチ六人の逮捕と二度目の家宅捜査を突破口として戸塚事件全体の真相に迫ろうとしたものとおもわれる。尤も、事件発生後一ヶ月を経ての逮捕はその間の当局側の躊躇を示すものだとの見方もあり、戸塚批判派の新聞、週刊誌はあたかも当局を激励するかのようになり、その決断をうながす論調が目立っていた。「警察はこれまで甘すぎた」とする無着成恭氏（朝日、四月二十五日付）、「警察がこれを突破口に死亡事故の解決も一挙に図るのではないかと

の期待もある」（週刊朝日、五月六日号）、「警察はいつ腰を上げるのか」（同、六月三日号）、「愛知県警本部長にきく、警察は何をしているのか」（サンデー毎日、六月五日号）等である。

一方その事が戸塚擁護派のジャーナリズムを刺激して、「マスコミ主導型の逮捕」であるとか、「広義の別件逮捕」であるとの反発が見られ、「單純正義というレッテルで否定した報道もあつたが、暴走族の被害者は、快挙」と大歓迎。何故か、快挙の文字がない戸塚ヨットスクールの暴走族制裁記事」（週刊新潮、五月十二日号）、「メンツつぶされて警察は感情的になつとる。戸塚校長談。コーチ逮捕されてもオレは殴り続ける」（週刊現代、六月十八日号）、「警察でさえ持て余している社会のダニをこらしめたコーチの行為は多少の行き過ぎがあつたにせよ、あきらかに、快挙、もしくは、善行」といえる性質のものだった」（週刊新潮、六月九日号）とするが、サンデー毎日はさらに再反論して、「暴走族は憎

らしいが、よく鬼の戸塚にかみついて呉れました」という附近住民の声を紹介して、逆に暴走族の「快拳」をたたえ、真向から対立の構えを見せている。ここで云えることは、今回の戸塚論議がこのようにそもそもそのスタートから賛否の応酬があり、そのあまり、揚げ足取りや、どぎつい表現が目立ち、その分事態の推移の冷静な分析に欠ける憾みがあったということである。

さて、コーチの逮捕を報じる五月二六日付の「スパルタの海にメス。当然遅すぎた」という朝日の記事に、かこみで「戸塚ジュニアヨットスクールとは」という紹介をのせる位にまだ全国的には知られていなかったスクールの存在が、これら一連の報道を契機として爆発的にとり上げられるようになり、六月一三日には校長自身の逮捕を向えることになるが、この段階で注目されるのは「戸塚ジュニアヨットスクール」問題といえ乍ら、肝腎のヨット訓練そのものが、情緒障害児教育にどれほど有効かという議論があまり見られなかったことである。支

持派の上之郷氏は「ヨットは王侯貴族の子弟教育」であり、「ともすれば思い上がり、生命力が稀薄になりがちな王子たちを海という大自然の中に放り出して自然の力の偉大さ、怖しさ、自らの限界を知らしめ、謙虚でたくましいリーダーに育て上げる」のに用いられたものであるとして、「ヨットのもつ不思議な効果」を強調する（「スパルタの海」に嵐。ヨットスクール報道にも申す、

正論、五八年十月号）。一方、サンデー毎日（早い段階（五月一日号）から、昭和四十年設立の神奈川県鎌倉材木座海岸のジュニアヨットスクール（レッゴ・サーリングクラブ主催）を紹介して、時折入校する登校拒否児に対する一定の治療効果をもとめつつも、戸塚スクールのような密室的環境での短期的効果は真向から否定している。サーリング以外のコーチとの信頼関係やスクールメイト相互の友情が支えとなつて、月二回最低一ケ年の講習で、著効のあったケースが一例報告されているにすぎない。日本各地にあるおよそ六十のジュニアヨットスクール

を統轄する少年ヨット連盟会長も、緊張と施緩が交互に訪れる洋上訓練が障害のある情緒に正常な感情をもたらす事があるのを認めた上で、なおそれは開放的な環境の中で、レースの楽しさが興味をつないで行くからこそ、であってヨットからの突き落としやしごきなどが効果を上げる筈はないと断言する。

もとより、こうしたヨット・セーリングによる海上訓練に限らず、問題児の治療に大自然が使われるのは昔も今も変らぬことであり、この外にも、しごきのないボート塾というのも報告されており、「海塾」というのが、海洋少年クラブ、シースカウト、アウトドア・エデュケーショナルセンター、親業訓練協会の後援で、兵庫県の播磨漁港で開かれたりしている（朝日、八月十三日付夕刊）。

そうして見ると、戸塚問題の焦点は、名前が示しているように、売り物のヨットによる海上訓練にあるのではなく、「情緒障害児」を対象とした、「密室同様の閉鎖

環境」での「しごき、暴行、監禁」による、「短期促成」の、「治療施設」と称する、「株式会社」である点にある事が次第にはっきりしてくる。事実、校長を除けば、コーチング・スタッフの中でヨット歴のあるものは半数にすぎず、見るべき競技歴のあるものはそのうち二名のみであり、又「スクール」を名乗るにしては、最終学歴が大卒四、同中退二、大学院中退一、高卒三、であり、このうち教育関係の学歴は筑波大学大学院教育研究科中退一名がいるにすぎない。本年七月のヨット専門誌に掲載されている戸塚スクールの広告には、「専任コーチ募集。有能なヨット乗りを求めています。地味ですがやりがいのある仕事です」とあるが、実態は、教育、ヨット、治療とも、専門知識のまるでないものが大半を占めており、責任下にある弱い被保護者に対する人権感覚が十分に備わっていたとは到底思えないスタッフだったわけである。

前記ヨットスクールの関係者は又、すべての指導がボ

ランティアで行なわれる事を強調しているが、ボーイスカウト、林間学校、臨海学校から、さては町内の子供会活動に到るまで、すべて営利をさしはさまない人間関係が信頼関係の基礎をなしているわけであり、その点、実態は株式会社である戸塚スクールは新手のマスコミ利用の教育産業としてスタートした時点から暗い病理をかかえていたといえよう。入学案内では、校長の独自の理念と情熱、支援者の善意に支えられた、人間教育の場と、うたっているものの、それはかなりの高学費を必要とするものであることも指摘されなければならない。入学時に入校金五十万円、合宿費一日一万円、最低三ヶ月を一コースとし、自宅より強制連行の場合、脱走からの連れ戻しの場合、別に十万円という費用は相当限られた階層を対象としていることがわかる。その理由の一つとして校長は「入校時には一人に一艇つつ新しいヨットを与える。これが三十万円。卒業時には完全に駄目になる程消耗が激しい」（週刊現代、六月十八日号）と云うが、週

刊朝日の調べでは（七月一日号）、戸塚スクールの特別仕様の練習用ヨットはすべてヤマハ発動機へ特注したものであり、ヤマハ側の記録によれば、開校以来の納品数はしめて七十隻、うち四十隻は永久無償貸与となっている。校長の明言では「五百五十人は治した」とするから最低五百五十隻は消耗していなければならなくなる。昭和五七年度の戸塚宏の所得申告額が二千六百二十二万円、捜査当局の押収した預金口座の入金額が一年間で二億四千万円というのが営利企業としてのスクールの実態を遺憾なく物語っているといえよう。

五二年春、まだジュニアヨットスクールとは名乗っていなかった「戸塚ヨットスクール」へたまたま入校して来た自閉症の子供が訓練をつづけるうちにすっかり表情が明るくなり、快方に向かったのに目をつけた校長がこれを積極的に宣伝活動に利用しようとし、「ヨットで情緒障害児を治す」という記事がこの年十一月に出はじめたのである。その後、登校拒否や家庭内暴力に悩む



家庭の多い世相を反映して、次第にとり上げられると、そうした新聞記事と、テレビの場合は番組の紹介記事をすべてスクラップして持参し、テレビ局、雑誌社、新聞社を歴訪したといわれている（週刊朝日、六月十七日号）。翌五三年には早速情緒障害児の特設コースを設けて次第に知名度を高めて行くのであるが、ヤマハサイドは急速に特殊化して行く方向に見切りをつけて支援を打ち切り、自社独自の普通のヨットスクールの開設にふみ切る。そして、その翌年の五四年二月には早くも最初の死亡事件をおこしているのである。

もともとの彼のアイデアというのはヨットマンとしての輝やかない経歴を資本にして、全国各地にヨット教室を開き、フランチャイズ方式による新しいチェーン・スクールを組織しようというのであった。それが、東北から沖縄まで八ヶ所のスクールが誕生して、すぐに全滅してしまふという失敗から来るあせりも当然あったのであるが、情緒障害児治療というアイデアに苦しまぎれ

にとびつき、その瞬間、「週一、二回の通学形式による体罰のない訓練による成果」という彼のもつ唯一の成功例の基本条件が忘れ去られてしまったのであろう。又、事実高収益は高学費によってもたらされる。そして高学費は合宿制を名目として徴収出来る。加うるに家庭内暴力の情緒障害児の暴力による強制連行が呼び物となって次第に入校希望者をふやしていったのである。

たしかに、ヨットセーリングはかつては王侯貴族の子弟のトレーニングであったであろうし、多くのヨット関係者が指摘するように、情緒障害児に対しても好個の訓練方法であり得たであろう。しかし、断じてそれは密室同様の閉鎖環境で短期決戦を狙うようなものではなかった筈である。もともと、登校拒否のような症状には対人接触が円滑に行なえる社会性の訓練が必要であり、閉鎖的になりがちな艇上の訓練と密室同然の合宿生活では万全を期し難い。まして、一時期、強い意志をもつ海の覇者ではあっただろうが、独善的で狷介な性格の校長に、

きわめて根気の要る情緒障害者治療が一体可能であったであろうか。こうして、人目につきにくい洋上の訓練、軍隊同様の陰惨な合宿所、専門的知識も人権感覚もたぬコーチングスタッフ、排他的な指導者、狂信的な支援者、無責任な親が渾然一体となって、弱い立場にある訓練生に対して、ついには肉体的抹殺に到る、すさまじい人権無視の暴行マシーンが出来上がったのである。

擁護派の云い分は、傷害致死三件、行方不明二件という青少年施設としては致命的な事件を起している事実を、名古屋地検が証拠不十分で不起訴にした前記一例を大きなよりどころとして、極力過少評価し、その背後にあるスクールの暴力的体質そのものに目を向けようとしていない。訓練生の一般の傾向として多く自己弁護的他罰的で虚言癖があり(週刊文春、六月九日号)、その証言には信憑性がないとして、暴行・しごきについては伝えられる程の事はなかったとするのである。(信憑性に問題ある告

発証言」週刊新潮、八月二五日号)。或は、又、上之郷氏のうに「ヨットスクールと云っても要するに営業だから、それが人を殺しては商売にならない。だからそういうことはありえない」(月刊現代、八月号)などという甚だ非論理的な否定があったりする。

また一方では、多くの障害児が立ち直って、治癒実績をあげている事を強調し、「成果が私を支えます、戸塚校長談」週刊ポスト、七月一日号)上級生が番外と称して新入生の指導に当たっていることや、卒業生がコーチ代理として訓練を助けていることをその証拠に上げる。そして死亡事件が大きく報道されてからもなお入校希望が跡を絶たないこと、校長、コーチの逮捕後に父兄、支援者からなる後援会が発足し、早期釈放の嘆願書が多数出されている(後援会長になった地元の旅館主人談」週刊ポスト、七月二九日号)ことなどから逆算して、スクールの有効性、妥当性を出張するのである。情緒障害児の中には相応しい家庭内暴力に訴えるものがあり(「このまま

は殺される。戸塚ヨットスクール訓練生の母達がおびえる。殴る、蹴る、刃物をかざす我が子の狂乱「週刊文春、六月三〇日号」、しかも、学校、警察、児童相談所、病院が引き受けて呉れない以上、彼等を積極的に受け入れ、大金さえ払えば電話一本で引取りに来て呉れる施設に殺到する（父兄が悲痛の叫び。私達に選択の余地はなかった」週刊現代、七月二日号）のは当然のことであり、その方法を非難する人は家庭内暴力の実情を知らない人で、批判する以上は代案を示せ、というのが支持派ジャーナリズムの論理なのである。

当然、これに対する反論がなければならぬ。まず第一に、最初の死亡事件について名古屋地検が不起訴とした事については、舞台が民事訴訟・損害賠償に移され、四年の審理のち十二月二十日、原告の勝訴におわった。その上、第二の死亡事件では大阪地裁が、「死因はコーチらによる度重なる暴行によるものである」と断定

し、「本人の意思に反して訓練を強制し、常軌を逸した暴行を加えた」ためであるとし、「訓練を抑制する組織体制がなく、コーチの体罰に行き過ぎがあり、生命の危険を及ぼす可能性が常にあった」として原告側の主張を大幅に認める判決が下されている。民事訴訟を含めて三十数件に及ぶ起訴案件の中で最初に下されたこの司法判断は当然今後の審理に大きな影響を及ぼす筈であり、判決翌日スクール側が「情緒障害児教育は中止する」と発表したことも、指導要員の不足と共に、この地裁判決が直接に影響したと見られている。

一方、スクール側の誇示する治癒実績についてはすべての専門家が疑問視している。実際に情緒障害児を指導している登校拒否文化医学研究所長は「暴力で屈服させても、すぐ元に戻ることが多い。死と直面させて本能を刺激すると云うが、むしろ生の喜びに直面して初めて本当の力が培われる」（サンデー毎日、七月十日号）とのべらるが、事実、立ち直ったとされる子供が大海原との対決

ですばらしい力を体得したのか、シゴキの恐怖から服従を強いられているだけなのか、短期的には判断出来ない事柄であろう。恐怖から信頼関係が生まれる筈もなく、信頼をそこなう事は治療の根本原則に反することだからである。問題は「遠隔成績」（サンデー毎日、六月二六日号）であり、卒業後数年の周到なアフタケアがあつてはじめて全快が確認される、という性質のものだろうからである。

家庭内暴力の非惨さについて出版社系週刊・月刊誌は筆を揃えて書き立てる（「家庭崩壊、一家心中の手前まで追付められた親たち」週刊現代、七月九日号）、「殺すか殺されるかこれが最後の選択だった」月刊現代、八月号）が、その実態については、まずさほどの誇張はないと見てよい。問題は、ではその非惨な現実の唯一の解決がはたして戸塚ヨットスクールだけであったのか、という事である。週刊新潮は「そんなスクールになぜ大金を払って入学者が」（六月二三日号）と云い、閉鎖宣言が出されると「おめで

とう、戸塚ヨット滅亡で非行少年に怖いものなし」（十月十三日号）とまで云う。たしかに、少年非行、登校拒否、家庭内暴力といった広範囲にわたる社会病理現象に對して、社会全体としての対応がおくれている事は事実であり、問題家庭が社会の全階層にひろく及んでいる（「スパルタの海の嵐」上之郷利昭、正論、十月号）事もかねて云われて来たことではある。だが、はたして悩める親たちは万策つきてスクールの扉を叩いたのか、ということそれは限らずしもそうではなく、週刊現代が周到に調べた訓練生五十人の家庭事情リスト（七月九日号）を見ても、入校までの治療経歴という欄に「全くなし」「担任に相談」「特になし」が半数を占めている。また一方、これに対処すべき専門施設も、もとより充分とは云えぬまでも、全国百六十四ヶ所に児童相談所、十一ヶ所に情緒障害児短期治療施設、五七ヶ所に教護院、七ヶ所に自閉症児専門施設が設けられている。そこで、訓練生の家庭では、他の方法をよく調べても見ないで、短絡的に

電話一本で迎えに来て貰って、大金を払ってほり込んだケースと、親も子も根気よく一ヶ所にふみ留まることをしないで、「さまざまな施設を、クシヨッピング」した」(「スパルタ裁判戸塚教育を問う」京都新聞、十月二八日付)あげくに、親の手許から離せる上に、世間にまだしも聞えの良いヨットスクールを撮んだケースが相当数あるものと見てよい。必ずしも石原慎太郎氏が云うように、「自分の子供を入れる学校というのは、どんな親でも親なりに研究して来る」(文芸春秋、八月号)とは限らないのである。

従ってスクールを「どこへも行き場のない問題児たちの最後の収容所だった」(週刊新潮、八月二五号)、「情緒障害の子を持つ親にとって万策つきた後の最後の拠りどころであった」(週刊文春、七月七日号)、「戸塚氏は最も困難な障害児の引受人だった」(同)、「親が子を殺す、子が親を殺す、ことを防ぐためにも欠かせぬ場所だった」(月刊現代、八月号)と断ずるのは、従来から日本の

各地で恵まれない条件の下で、ただ使命感からだけで黙々と献身して来た各施設の努力と成果を公然侮辱する事に外ならない。まして、「戸塚のあみ出した方法以上に即効力のある治療方法はまだ提示されていない」とか、「専門家の先生に重症の情緒障害児十人を選んで貰い、重い方を自分(戸塚)が、軽いほうを専門家にあづかってもらい、ヨイ・ドンで競争しようという、この挑戦を受けて立つ人はまだいない」(週刊文春、六月九日号)と放言するのはまさに暴論というべきであろう。自分が手を下さないで、金を払って人に我が子を殴ってもらおうという親は、結局すべての原因が自分から発している事を認めない人であり、自らは変わろうとせず、子供だけに変わる事を要求している人であり、粘り強い努力によって自分の失敗を償おうとしない人である。その非惨さの訴えは、つまるところ「甘えの構造」から発する、戦後に特有の権利意識の肥大化の結果であり、羽仁進が指摘するように、「自分の子供を他へ押付けるといって子供捨

てであり、経済的ゆとりのしからしむる怠情の結果」  
〔羽仁・上之郷緊急討論、戦後教育は子捨てでいいのか〕週刊  
ポスト、七月一日号）ということになる。前述のマリン・  
スクール「海塾」は親子参加で相当の成績を上げている  
が、戸塚スクールも、これと同じ形の親子参加にする  
か、或は、戸塚ペアレントヨットスクールとして親のみ  
をしごきの対照として居れば、虚偽も誇張もない本当の  
好成績を上げ得たのではなからうか。今回熱烈にスクー  
ルを支持した週刊新潮がすでに昭和五四年に国立小児病  
院の小児神経科の盛況を紹介し、「子供よりもまず親の治  
療を」と呼びかけているのであるから（昭和五四年三月八  
日号）。

この海塾や前述の登校拒否文化医学研究所のほかに  
も、豊中市立教育研究所の箱庭療法（昭和五一年十一月十  
七日付読売新聞）、生活治療法による模擬家庭中心の仙台  
市郊外小松島子供の家（昭和五八年十月二八日付京都新聞）  
「窓ぎわのトットちゃん」で紹介されたフリースクール

を指すフリースクール研究会（昭和五八年十月一日付朝  
日新聞）、先生と共同生活を送る群馬県白根開善学校（昭  
和五八年八月三十日付朝日新聞）、分校形式で分離運営され  
ている横浜市立富士見中学の相談指導学校と同市内の他  
の四中学の同一クラス（朝日ジャーナル、七月二二日号）、千  
葉県市川市の国立国府台病院内の市立第一中学校情緒障  
害児学級（四学級六担任）（同）、有名な若林繁太校長の  
率いる長野県篠ノ井旭高校（中央公論、五八年八月号）など、  
短期治療こそ目指さないが、着実に成果を上げているい  
くつかの施設がある事は忘れてはならないことである  
う。

またこうした常置施設以外にも、ベストセラーと映画  
化で有名になった「積み木くずし」のやり方は、その後  
の非行再発という挫折に悩み乍らも、毅然とした親の姿  
勢によって子供におもねらず妥協せずに立ち直らせる方  
法を説いて、病める子を持つ全国の親を勇気づけた。関  
西教育催眠研究会では「より成長したい」と云う子供の

欲求を無意識のうちに引き出して精神の安定や自己コントロールをはかる催眠療法を研究しており、兵庫県の中  
学・高校でひろがっている。

対処療法とは別に少年非行の原因もさまざまに追求されている。静岡大教育学部の外山助教は住居学の立場から静岡県立病院との共同研究で、子供部屋の与え方が不適当であるか、居間が無いか、あっても機能していない場合、ノーマルな生活空間が構成されず、従ってノーマルな家族関係が生まれない事を指摘している(五八年度日本精神神経学会での報告)。また岩手大大沢教授は「非行少年の驚くべき食生活」と云う報告書の中で非行の原因を神経生理学的側面からとらえて、極端な偏食や糖分のとり過ぎがビタミンB1の不足を来たし、それが精神の不安定をもたらすと分析している(八月十五日付朝日新聞)。この点はずでに「ビタミン・パイブル」の著者アール・ミンデルが指摘しているところであり、糖分の大量摂取やファースト・フードの食品添加物が、好戦的・

反社会的言動に駆り立てるとのべている(「食い物が子供を暴力化させる」文芸春秋、八月号)。

結局、こうした原因分析も今回総理府が行なった「少年非行問題に関する世論調査(全国五千人対象、回収率八〇%) (十月三十日発表) が示すように、少年非行は社会にとって深刻な問題であり(八七%が肯定、以下同じ)、その原因は、家庭にあり(四六%)、細かく分ければ、しつけ不十分(五二%)、甘やかし(四三%)、ふれあい不足(三九%)、親の権威低下(二九%)によるものとする大方の判断と些かも矛盾するものではないとおもわれる。親が保護者として親権をもつ反面、逆に扶養の義務も負わされており、それを放棄するものは遺棄の罪に問われる以上、まことに当然のことといえよう。

さて、戸塚ヨットスクール内での相つぐ死亡や暴行事件に関して、司直の手とは別に名古屋法務局人権擁護部が、親権者から移託された徴戒権の限度をこえて体罰を

加えることは重大な人権侵犯の疑いがあるとして実態調査にのり出した。一方、戸塚側弁護士は「重症障害者の治療という、行政機関も教育機関もやれなかった事を戸塚がやった。ヨットスクールは何よりも子供の人権のための体罰であった」（現代、八月号）と云う。まさに正反対の見解であるが、結局、「戸塚問題」をめぐる支持派、批判派の論争は、事実認識については司直の手によって黒白がつけられた以上、残るところは体罰をめぐる双方の見解の相違ということになろう。

戸塚は、「日本は戦前までは子供は駄目なもんだという事で押し通して来たのを、戦後になって急に子供の人権を認め始め、その結果すべてがまずくなつた」（「教育は愛か体罰か、戸塚・石原対談」文芸春秋、八月号）と云う。或は、「子供の自主性を認めるといふ戦後教育そのものが間違っている」（「戸塚語録」朝日新聞六月十四日付）ともいう。上之郷氏はこれをうけて、「『子供の人権無視』

という批判に対して戸塚校長は『権利には責任が伴うのが民主主義のルールであることを認めますか』と反問するが、これに異を唱える人にまづいらない」（正論、十月号）とのべる。責任能力のない社会的弱者にも基本的人権のある事を御存知ないらしいが、この発想から限度をこえてまで体罰が行なわれる素地が生まれて来たのである。そして、「今の子供はテレビ・塾に毒され、生きる厳しさを知らない。こういう子に精神力をつけるには体罰が必要」（六月十四日付朝日新聞）だとあって盛んに暴力を振り、行きすぎて傷害致死容疑で逮捕されると、「今後一切訓練に際しても殴ってなんかやりません。それで治らない子が多数出るが、そのときは警察と検察とマスコミで責任を取って貰わねばならん」（「名古屋拘留所・接見インタビュー」現代、八月号）という開き直りの言葉が出て来るのである。また、「九十九人が治るなら一人ぐらいは死んでも仕方がない」とか、「生きた人間を扱うから間違つて死ぬこともある。リスクはつき物だ。死



者を出したくなかったら訓練をしないか、死んだ人間だけを扱うかのどちらかだ」（朝日新聞、同）とも云う。専門家集団である医師達が周到な用意を重ねて、患者の同意を得た上で新しい治療方法を試みても、一分のリスクでもかかっておれば、「人権無視の人体実験」だと社会的に糾弾されるのが常である。三人死亡、二人行方不明、重軽傷数知れずという事故が単にリスクをかけた結果といえるであろうか。

この、多数を救うために一人ぐらいの犠牲は、という少数者切り捨ての考え方はタカ派ジャーナリズムに共通の科白で、評論家の小室直樹氏は戸塚後援会関東地区総会で講演して、「三人の死者、二人の行方不明なんて統計的誤差の範囲であり、戸塚を起訴した検事は法律を知らない」（サンデー毎日、十月九日号）といい、鮎川信夫氏は、「犠牲者を出さないにこした事はないが、それを目的にしたのでは時間と費用がかかるばかり」であり、「形式的な民主主義者やエセヒューマニストが一人でも

情緒障害児を直せるわけではない」（週刊文春、七月七日号）という。エセヒューマニストに問題児はたしかに治せぬであろうが、ざりとて、校長以下のサディスト集団に、本当の意味で一人でも治せる訳でもなからうとおもわれる。上之郷氏はまた家庭内暴力の悲惨さをのべたあとで、「死亡した子供の生命が地球よりも重いのは当然であるが、助けを求めて非痛な叫び声をあげている無数の子供たちと、殺す殺されるの修羅におびえる家族たちの生命はもっと重い。十人の為に一人が犠牲になってよいという論理が許されないならば、一人の為に十人が犠牲になってよいという論理はさらに許されない」（現代、八月号）という。すでに失われてしまった訓練生五人の生命が今もし失なわれていなかったとしてもその代りに五十人の生命が失なわれたわけでもなく、そもそもただ一人の生命をも失なう必要は全くなかったのであるから、これは詭弁にもならない屁理屈ではないが、こうした甚だしい人権無視、生命軽視の考え方を、戦後教育

に対する意義あるアンチテーゼとして賛意を表する人がいるのである。村松剛氏は、「他の教育機関が自由の名のもとに本来やるべくしてやらなかった事をスクールが一身に背負った」のだといい、「たまたまそこに起った事件だけを取沙汰しても意味はない」（週刊新潮、六月二三日号）という。そのほか倉本聡氏、「ヒステリカルな魔女裁判では問題は解決しない。あの学校にもいい部分はある」（週刊朝日、十月七日号）、西尾幹二氏、「少くともスクールには存在理由はあった」（週刊新潮、十月十二日号）、石原慎太郎氏、「スクールはあるべき正当な教育やしつけの一番の真髄だ」（文芸春秋、八月号）などという意見はすべて体罰肯定の立場に立って、戦後教育、戦後民主主義、日教組を全面的に否定する方向を指しているのである。

上之郷氏は、「戦後社会にある軍隊、憲法改正、原子力などのタブーのうちで、『体罰』というタブーに触れて戦後民主主義の守護神を怒らせてしまった」と云い、

「体罰は暴力である。暴力は旧軍隊と戦前を思い起させ、憲法改正と再軍備につながる。だからスクールの存在を許すことは憲法改正と再軍備に道を開くことになる。だから反対」というのが新聞の論調だとするのである。

朝日ジャーナルへの投書（七月二十九日号）がいみじくも指摘するように、この問題に関して「日教組とその教師たちの沈黙に近い状況」というものは確かにとり上げて別に論ずべき大きな問題であろうが、それにしても、この上之郷氏の問題の立て方はあまりにも短絡的であり、日本の教育を「スパルタ主義か、自由放任主義かの二者択一でしか議論しない」（「戸塚方式」を支持した識者の責任はどうなる）サンデー毎日、十月二三日号）ことになってしまふ。石川憲彦氏はこの点を京都新聞文化欄で（十月九日付）「立ち直るべき大人たち」と題して、「戸塚一人を責め立てるマスコミと戸塚との間には全て同じといってよい程の体質と構造が存在している」と断ずるが果して

そうだろうか。週刊文春は新聞批評の「拜啓新聞殿」欄で、毎日新聞（六月三十日付）の「ワンパターンの発想ほど危険なものはない。すぐにパターン化する日本人社会だ」という言葉を引いて、戸塚報道が、子供を預けた親たちに、一律に批判を浴せた手口などもまさにその好例だとし、すべての訓練生の親を、子捨て親に単純化して十把一からげに非難するのはまさにワンパターンそのものであるとするが、さまざまな病歴と症状を持つ訓練生をまさに十把一からげにシゴき、暴力を加えたのが戸塚のやり方であり、それを支持したのが出版社系週刊・月刊誌であり、タカ派ジャーナリズムではなかったか。密室同様の閉鎖状況における複雑な事件を頑強な取材拒否にも屈せず、全国に散在する卒業生から執拗に調べ上げたのは取材機能において数段まさる新聞系ジャーナリズムであり、少くとも今回、正すべくは正し、押えるべくは押えて、幅広く報道して来た事はこれまでの引用によって明らかな所である。毎日新聞の如きは「戸塚ヨット、

暴力許せぬが捜査に行き過ぎも」（十月五日付）として、いわゆる穏健派コーチにまで追及の手が及んだことを戒めてさえている。むしろ、事実認識において情報不足であり、戸塚側報道を鵜呑みにして来た支持派ジャーナリズムにこそ上記の如き、まさにワンパターンのタカ派的発言が一律に見られた、といえよう。

従って、「体罰論」についても、出版社系ジャーナリズムは、「暴力」と「体罰」を混同しているし、「学校体罰」と「家庭体罰」との区別すらあいまいなままに論じている。学校体罰について云えば、まず日本の場合は学校教育法第十一条に「校長及び教員は懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない」とさされているが、諸外国では必ずしもそうでなく、広島大学比較教育学研究室の調べ（昭和五四年五月二四日付朝日新聞）では、七七ヶ国対二九ヶ国の割合で否認・是認が分かれている。後者は主として英米法を奉じる諸国に多いが、キリスト教の人間観の影響もあって、人間を罪深い

ものとしてとらえ、その処罰にはためらいを見せないが、具体的な実施の方法については厳重な規定があり、乱用されることは考えられないという。反面、最近の我が国の状況は建て前として禁止されている一方、校内暴力との関連もあって次第にゆるめられる傾向にあり（「体罰を育てる教育風土」、世界、五八年九月号）、伝えられるよりは教師の暴力の事例のほうがはるかに多いという（同）。

文化評論は、法的に許容される体罰的懲戒行為をみとめる体罰必要論が司法判断においても次第に強まって来ている最近の傾向について警戒の声をあげている（五八年十月号）が、六月号でも「中学生の人権意識を育てる」と題して、学校体罰のマイナス効果を詳細に論じている。それは、行なう者の個人的判断で行なわれ、即効を狙い、非理性的で、悪い意味の経験主義にもとづき、指導方法において忍耐にかける行為である、とするのである。朝日ジャーナルは登校拒否児専門の落ちこぼれ塾

「自然真宮塾」と云うのを紹介している（九月一六日号、「現場教師体罰のむずかしさを語る」）。そこではヨットの代りに登山が教材として使われ、体罰も行なわれている。ただここでの体罰は、殴る理由をはっきりわからせてから、その基準は絶対に変えないで、怪我をさせないで、唯一人の教師が行なうことになっている。従って殴るほうに相当の冷静さ、経験、見識が必要であり、接触する生徒の数も限られて来るが、このうちのどれが欠けても、スバルタ教育というものは、単なるサディズムか、軍隊のような恐怖による統制になってしまい、結果として怨恨しか生まれて来ない、と断言する。文化評論の指摘する問題点に矛盾しない、数少ない事例といえるが、親が行なう家庭内の体罰でもこれだけの心得は充分に必要なことであろう。

週刊新潮のヤン・デンマンは朝日新聞の社説（五月二八日付）の「力づくの風潮は芽のうちに早く摘み取りたい」を引用（六月九日号）して、力づくの風潮がひとりで

に出て来たような論調を非難する。ヨットスクールのしごきは原因でなくて結果なのだから話は逆であるというのであるが、小中陽太郎氏が分析する（週刊ポスト、七月

八日号）ように、「戸塚の頭の中では暴力（虐待）と教育（ヨット）が一体化してしまい、殴る蹴るということがもはや手段でなく、目的になって」いたというのが実情であろう。そして暴力は暴力を生む。コーチに暴力を振われた訓練生が番外となり、コーチ補佐となって逆に暴力を振うようになり、退所してからも暴力的手段に訴えやすくなるのである。週刊新潮は、訓練生の虚言癖の実例として、「自分が殴っていたのに逆に殴られたと云っている子がいる」（八月二十五日号）というが、かつて殴られた子が古参となって殴っているというのがまず真相と見てよい。暴力によって本来の自我を叩き潰された子供が新しい力の指令に従うように仕向けられてゆくのである。つまりはロボット化したタテマエ人間（サンデー毎日、九月四日号）をつくり出しているわけであり、戸塚

校長のいう、偽善の建前をやめて本音で教育しようというスローガンとはまさに逆の結果をもたらしているわけである。

古代ギリシャのスパルタと云う国は、高度の民主政治と学問芸術によって人類文明に大きく寄与したギリシャ世界の中で、例外的に抑圧的な管理体制をとり、武力支配によって軍事国家を維持した国であった。銘記すべきはその社会から何一つ文化の名に値するものは生まれなかったという事実である。「スパルタ的」なる言葉がプラズ・イメージをもって使われるのは多分世界中で日本だけだろうと云われるが、「戦後の人権尊重や、民主々義的な話し合いや、暴力を否定する精神こそが、現代の青少年問題をはじめとする教育、家庭の病理を生み出しているだとする論調」（小此木啓吾「精神科医から見た戸塚ヨットスクール事件」中央公論、九月号）に支えられて、戦後なるものすべてからの脱出を、この「スパルタ教育」に賭けようとしたのが一連のタカ派ジャーナリストの言

説であったと云えよう。

その夢を悲惨な人体実験、ヨットスクールランチに託してみたものの意外と形勢は不利であり、その感情的な短絡反応は予想に反して大衆の容れるところとならなかつた。そうなると、一転して「戸塚に対する魔女狩り」だとして、「正義と称せられるものの側に身を置いて喋ること」の安楽さと危険を云々するのである。田中角栄元首相に対する辞職勧告を「巨大なランチ」であるとした奏野前法相の発言と軌を一にする発想であるが、忘れてならないのは、田中被告居直りによってランチされたのは国民主権であり、魔女として狩り立てられたのは訓練生であった、ということである。

戸塚ヨットスクールも当初の計画通り、小学生だけに限定して、少人数教育に徹して、校長が講演旅行にとび歩かないで眠を光らせていけば、或は少々の成果は期待出来、被害者も出さずに済んだかも知れない。だが、そ

れでも、短期速成のやり方にはなお疑問が残る。結局、平凡な言葉であるが、「十年かかってなった病気は十年かからないと治らない」という事であり、複雑な要因を抱える情緒障害児治療に即効性を期待するのは到底出来ぬ相談だということであろう。教育の場では目的は手段を正当化しない。まして、その目的が新手的教育産業である場合なおさらのことなのである。

多種多様な子供の可能性を考えると、競争社会の一員になる事だけが子供の幸せなのかどうか、一度リタイヤしかけた子供を無理やり受験ベルトコンベイヤーにもう一度押し戻すことにどれ程意味があるのか、親の側で考えてみるべき事であろう。子供の中には、強い子もいれば弱い子も居る。が、弱い子供は注意深く育てればそれなりに社会に適応して行く可能性を持っている。結局、ヨットセーリングは王者のための教育ではあっただろうが、おとなしい子供の訓練にさほど有効であるとは考えられない。それを、戸塚は速効性をマスコミによっ

て誇示し、親はマスコミによって速効性を求めて飛びつき、タカ派ジャーナリストは性急にこれを支持したという事であろう。